

短期入所生活介護利用契約書

添付書類

重要事項説明書

重要事項説明書付属文書

社会福祉法人 西ノ島福祉会
養護老人ホーム みゆき荘

短期入所生活介護利用契約書

社会福祉法人西ノ島福祉会
養護老人ホーム みゆき荘

◆◆ 目 次 ◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第13条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第14条（損害賠償がされない場合）
第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）	第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第5条（介護保険給付対象外のサービス）	第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第6条（契約期間と利用期間）	第17条（契約者からの中途解約）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第18条（契約者からの契約解除）
第7条（サービス利用料金の支払い）	第19条（事業者からの契約解除）
第8条（利用の中止、変更、追加）	第20条（精算）
第9条（利用料金の変更）	第七章 その他
第三章 事業者の義務	第21条（苦情処理）
第10条（事業者及びサービス従事者の義務）	第22条（協議事項）
第11条（守秘義務等）	
第四章 契約者の義務	
第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）	

(以下「契約者」という。)と 社会福祉法人西ノ島福祉会 (以下「事業者」という。)は、契約者が 養護老人ホームみゆき荘 (以下「事業所」という。)において、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下、「短期入所生活介護計画」という。)は、別紙「(サービス利用書)」に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (短期入所生活介護計画の決定・変更)

1. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が、作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を、提供するものとします。

第5条 (介護保険給付対象外サービス)

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
2. 前項の他、事業者は、()のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条 (契約期間と利用期間)

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条 (サービス利用料金の支払い)

1. 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める

所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合、要介護認定を受けてその結果の要介護度により、支払うものとします。

2. 第5条に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいてサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
4. 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第8条（利用日の中止・変更・追加）

1. 契約者は、第6条に定める利用期日前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者に出すものとします。
2. 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所が満室で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
4. 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
5. 前項の場合に、契約者はすでに実施されたサービスに対する利用料金の支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
6. 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条（利用料金の変更）

1. 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の契約者の行動の制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
5. 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

第11条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

- この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 3. 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者及び利用者の義務

第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要になる場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について、賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り損壊賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (一) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (二) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (三) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (四) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (一) 契約者が死亡した場合
 - (二) 要介護認定より契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (三) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (四) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

- (五) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
(六) 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第17条 (契約者からの中途解約)

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の2日前(※最大7日)までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (一) 第9条第3項により本契約を解約する場合
 - (二) 利用者が入院した場合
 - (三) 利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第18条 (契約者からの契約解除)

- 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- (一) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
 - (二) 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
 - (三) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (四) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第19条 (事業者からの契約解除)

- 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
- (一) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (二) 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが1か月以上(※最低3か月)遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (三) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第20条 (精算)

第16条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第21条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第22条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業所 住 所 隠岐郡西ノ島町大字美田3078番地19

事業所名 養護老人ホーム みゆき荘

代表者氏名 間 康 信 印

契約者 住 所 隠岐郡西ノ島町

氏 名 印

重要事項説明書 (短期入所生活介護)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(島根県指定 第3272200134号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 西ノ島福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 島根県隠岐郡西ノ島町大字字賀697番地 |
| (3) 電話番号 | 08514-7-8116 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 真野文男 |
| (5) 設立年月 | 昭和58年8月19日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
島根県 第3272200134号
※当事業所は養護老人ホーム みゆき荘に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 短期入所生活介護 |
| (3) 事業所の名称 | 養護老人ホーム みゆき荘 |
| (4) 事業所の所在地 | 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田3078番地19 |
| (5) 電話番号 | 08514-6-0150 |
| (6) 事業所長(管理者)氏名 | 管理者 間 康 信 |
| (7) 当事業所の運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ① 当施設は、短期入所サービス計画に基づいて、その居宅において、その有する能力に応じて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、自立した日常生活が営めるよう援助する。 ② 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に相手の立場に立って利用者の必要なサービスを提供することに努める。 ③ 当施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、行政他諸機関との連携を密にしたサービスの一元化に努める。 |
| (8) 開設年月 | 平成12年4月1日 |
| (9) 営業日及び営業時間 | |

営業日	年中無休	
受付時間	毎週月～金	9:00～17:00

- (10) 利用定員 4名

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人部屋です。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	24 室	
2人部屋	13 室	
2人部屋	2 室	短期入所専用室
合 計	39 室	
食 堂	1 室	
機能訓練室 日常動作訓練室 介護教育室	1 室 1 室	平行棒 肋 木
浴 室	2 室	特殊浴室 一般浴室
医 務 室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※ トイレ・洗面所の場所・居室外）

(12) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

--	--	--

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

職 種	常 勤		臨 時	嘱 託	指定基準
	(専従)	(兼務)			
1. 施設長（管理者）		1 名			1名
2. 介護職員		16 名			
3. 看護職員		2 名			1名
4. 相談係長		1 名			利用者100人に1名
5. 機能訓練指導員		1 名			看護婦兼務
6. 栄養士		1 名			1名
7. 医師				1 名	1名以上
8. 調理員		5 名			実情に応じた必要数
9. 事務員		1 名			実情に応じた必要数

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火曜日 10:00～12:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 7:15～ 16:15 1 名 日 勤 8:30～ 17:30 5 名 遅 番 9:00～ 18:00 1 名 夜 勤 17:00～翌日10:00 2 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 勤 8:30～17:30 1 名
4. 機能訓練指導員	介護計画で示した時間 看護職員兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
 当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

②入浴

・入浴又は清拭を週3回行います。

・横になった状態で特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険付費額を除いた金額（自己負担）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

(円)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 7,970	要介護 1 8,410	要介護 2 9,120	要介護 3 9,820	要介護 4 10,530	要介護 5 11,230
2. うち、介護保険から給付される金額	7,173	7,569	8,208	8,838	9,477	10,107
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	797	841	912	982	1,053	1,123

- 送迎サービス 短期入所利用の際の送迎サービスも行います。
利用料 片道 1,840円 (内、自己負担額は184円)

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)
☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ①食事の材料の提供(食材料費)
ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1日あたり780円

- ②レクリエーション、クラブ活動
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ③複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

- ④日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

- おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

- (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

- (4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

○サービス利用中のご契約者の状況確認について電話連絡の対応につきまては、基本的には様子の変化については施設側より連絡させていただきます。

必要があれば家族からの問い合わせには応じますが、業務の都合がありますので午後9時までと致します。なお緊急事態には随時対応致します。

5. 苦情の受付について（契約書第21条）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 相談係長 真野康生

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

西ノ島町在宅支援センター	所在地 隠岐郡西ノ島町大字浦郷544-15番地 電話番号 08514-6-1182 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
隠岐広域連合介護保険課	所在地 隠岐郡西郷町大字城北町52番地 電話番号 08512-2-9298 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
隠岐介護保険相談センター	所在地 隠岐郡西郷町大字港町字塩口24番地 電話番号 08512-2-9710 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
島根県介護保険 相談センター	所在地 松江市殿町128番地（県庁隣接） 電話番号 0852-22-5238 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
島根県国保連 介護保険センター	所在地 松江市南田町30番地 電話番号 0852-21-2811 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

6. 事故発生時の対応について

事故発生時の対応マニュアルにより対処致します。

印

指定短期入所生活介護等

重要事項説明書付属文書 (短期入所生活介護)

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート 耐火 準耐火構造 地上2階建
 (2) 建物の延べ床面積 2462.10㎡ 敷地面積 5838.83㎡
 (3) 事業所の周辺環境

西ノ島の中央に位置し、目の前には青い海が広がり、魚釣りする人の姿も眺められる。近くには小学校・保育所等もあり、地域の人々との交流も盛んに行われている。幹線道路も近くにある為、交通の便も良い。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員

・・・ご契約の日常生活上の介護並びに健康保持の相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

相談係長

・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の相談係長を配置しています。

看護職員

・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員

・・・ご契約者の機能訓練を担当します
1名の機能訓練指導員を配置しています。看護職員が兼務。

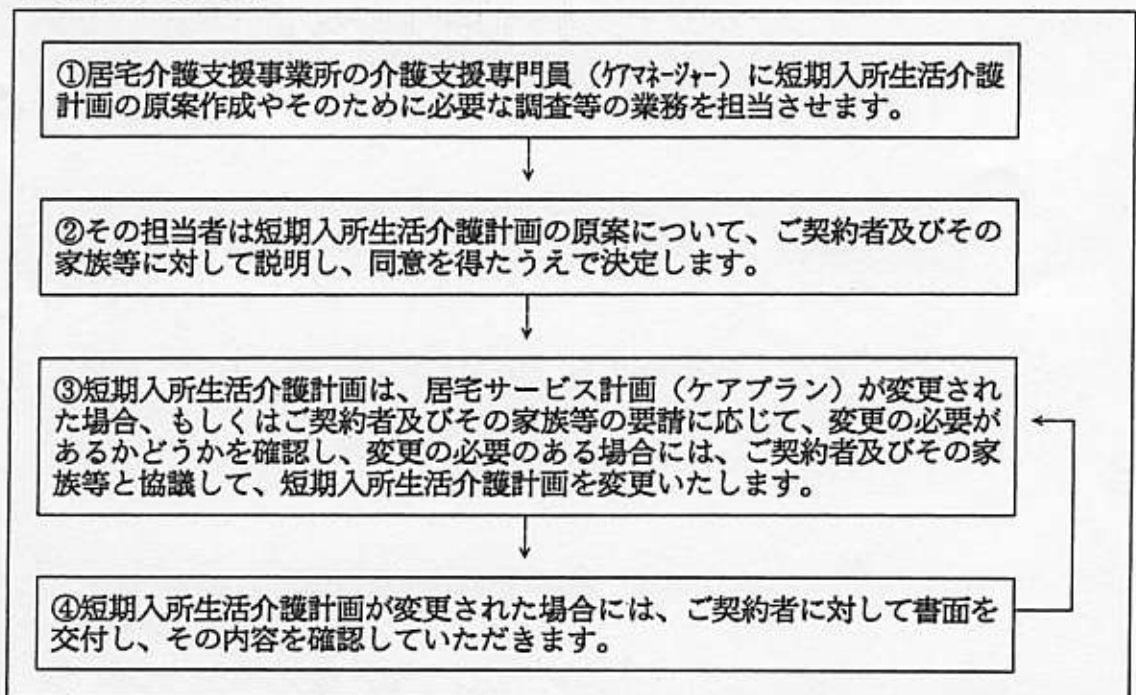
医師

・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。毎週火曜日10:00～11:00

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する。「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)



(2) ご契約に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	隠岐広域連合立 島前病院
所在地	島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地-1
診療科	内科、外科、耳鼻科、眼科、

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	永田歯科医院
所在地	島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番地-15

6. 損害賠償について(契約書第13条、第14条参照)

当事業所において、事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日(※最大7日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意に又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス料金の支払いが1か月以上(※最低3か月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第16条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。